

つば八裁判完全勝利！

3月18日、最高裁判所は不当労働行為救済命令取消請求事件（通称「つば八裁判」）で、会社の再上告を棄却し終結した。現場管理者による脱退工作が不当労働行為に該当すると認めた最高裁判所の勝利決定は、リューズ事件、中津川事件に続き3連勝となった。

会社よ、この場に及んで、「不当労働行為の事実はない」などと言うのは見苦しいぞ！謝罪文は、中労委命令に基づき、見やすい所に掲出したまえ。

会社は直ちに
謝罪文を掲出せよ！

会社に予め通告しておく！ 謝罪文確認に対し、警察への通報、テロリスト呼ばわりするような姑息なまねはやめろ！